明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○環境省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令（環境一八）　一
〔告　示〕
○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（法務四七三）　二
○除籍の一部が滅失した件（同四七四）　二
○土地家屋調査士法第三条第一項第七号の規定による団体の指定に関する件（同四七五）　二
○日本国に帰化を許可する件（同四七六）　三
○国際連合教育科学文化機関の賛助するアジア太平洋地域における無形文化遺産のための国際調査研究センター（第二区分）の日本国における設立に関する日本国政府と国際連合教育科学文化機関との間の協定の署名に関する件（外務四一六）　三
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦政府との間の書簡の交換に関する件（同四一七）　四
○国立ラジオ・テレビ大学教育機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の書簡の交換に関する件（同四一八）　四
○ウランバートル市水供給改善計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の書簡の交換に関する件（同四一九）　四
○認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件（国税庁二六）　五
○種苗法第十三条第二項の規定に基づき、品種登録出願を取り下げた件（農林水産一五五〇）　五
○種苗法第十三条第一項の規定に基づく品種登録出願を公表する件（同一五五一）　五
○出願公表後に名称変更がなされた件（同一五五二）　六
○高速自動車国道に関する件（国土交通一〇三〇、一〇三一）　六
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（同一〇三二）　七
○道路に関する件（東北地方整備局一三六）　七
○道路に関する件（関東地方整備局三五一～三五四）　七
○都市計画に関する件（近畿地方整備局一九八）　八
○道路に関する件（四国地方整備局八六）　八
〔人事異動〕
気象庁　九
〔官庁報告〕
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（北海道労働局最低賃金公示一、大阪同一）　九
国家試験
平成二十二年度水産業普及指導員資格試験の実施について（農林水産省）　九
〔公　告〕
諸事項
官庁
佐賀東部土地改良区役員の退任及び就任関係　二
裁判所
相続、失踪、破産、特別清算、再生関係　二
特殊法人等
平成二十一年度林野庁共済組合の決算関係　三〇
会社その他

省　令

○環境省令第十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二条第三項、第四条第九項及び第十項並びに別表第二十七号の規定に基づき、環境省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年九月十五日

環境大臣　小沢　鋭仁

環境省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令

環境省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年環境省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の特例）

第二条　地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において、地域の特性に応じ、その肉又は毛皮を利用する目的、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止する目的その他の目的でノヤギ（カプラ・ヒルクス）（以下「ノヤギ」という。）を捕獲又は殺傷（以下「捕獲等」という。）の対象とする必要があり、ノヤギのみを捕獲等をするために必要な措置を講じていることを認めて、法第四条第八項の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内のノヤギについては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二条第三項の規定に基づき環境省令で定める狩猟鳥獣とみなす。

別表の見出し中「第二条」を「第三条」に改め、同表に次のように加える。

ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業	第二条

附　則

この省令は、公布の日から施行する。